

浜松市環境学習指導者要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民、学校、自治会等（以下「市民等」という。）が開催する環境学習会を支援し、市民等の環境に対する理解と知識の向上を図るため、環境学習を实践するものの登録及びその活動について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「環境学習会」とは、市民等が市内で実施する環境に関する知識の習得、意識の向上又は普及啓発を目的とした学習会、研修会、自然観察会、講習会その他の行事をいう。

2 この要綱において「浜松市環境学習指導者」（以下「指導者」という。）とは、環境に関する専門的な知識、経験及び市民等の環境に対する理解と知識の向上を図る熱意を有し、環境学習会の企画、運営又は指導を行う個人、法人又は任意の団体の総称であって、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 浜松市環境学習指導員（以下「指導員」という。）

(2) 浜松市環境学習活動団体（以下「活動団体」という。）

(指導者の登録)

第3条 市長は、次の各号に掲げる事項を指導者に登録するための要件として定める。

(1) 浜松市環境教育推進ネットワークに加入していること。

(2) 指導員にあつては、次のアからスのいずれかに該当すること。

ア 静岡県環境学習指導員

イ 環境カウンセラー登録制度実施規定（平成8年環境庁告示第54号）に基づく環境カウンセラー

ウ 社団法人日本ネイチャーゲーム協会の認定を受けたネイチャーゲーム指導員

エ 一般財団法人公園財団の認定を受けたプロジェクトワイルド指導者

オ 公益財団法人日本自然保護協会の認定を受けた自然観察指導員

カ 浜松市地球温暖化防止活動推進員

キ 静岡県地球温暖化防止活動推進員

ク CONE 指導者

ケ 森林インストラクター

コ ビオトープ管理士

サ 静岡県森林環境教育指導者

シ 浜松市環境学習指導者養成講座修了者

ス 前各号に掲げるもののほか、市長が同等の知識及び経験を有すると認める者

(3) 活動団体にあつては、次のアからウのすべてに該当すること。

ア 環境学習に関する直近3年間の継続的な活動実績があること。

イ 広く市民等が参加する環境学習に関する活動を実施していること。

ウ 構成員に、前号アからキのいずれかに該当する者がいること。

(登録の申請及び承認等)

第4条 指導者の登録を受けようとするものは、浜松市環境学習指導者登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、活動団体の登録にあつては、環境学習に係る構成員の名簿を添付しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があつた場合は、これを審査し、適当であると認めるときは、浜松市環境学習指導者登録通知書（第2号様式）により申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定により登録を承認した指導者に対して、浜松市環境学習指導者証（以下「指導者証」という。）（第3号様式）を交付する。

4 指導者は、環境学習に関する活動をするときは、指導者証を携帯するものとする。

(公表)

第5条 市長は、指導者の登録事項のうち、次の各号に掲げる事項のすべてを公表することができる。

(1) 氏名又は名称

(2) 居住地又は所在地（ただし、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（平成18年浜松市条例第78号）第2条各号に規定する区までとする。）

(3) 活動分野

(4) 環境学習に関する資格（指導員に限る。）

(5) 環境関連の所属団体等（指導員に限る。）

(6) 活動可能日時

(7) 主な活動実績

(活動実績報告)

第6条 指導者は、当該年度において地域や学校等で実施した環境学習に係る活動について、市長が定める期日までに浜松市環境学習指導者年間活動実績報告書（以下「年間活動実績報告書」という。）（第4号様式）により、市長に報告しなければならない。

(登録事項の変更)

第7条 指導者は、登録事項に変更が生じたときは、浜松市環境学習指導者登録事項変更届出書（第5号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、連絡先については報告により変更できるものとする。

(登録の辞退及び取消し)

第8条 指導者は、指導者の登録の辞退を申し出るときは、浜松市環境学習指導者登録辞退届出書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、指導者の登録を辞退したものとみなす。

(1) 指導員にあつては、その個人が死亡したとき。

- (2) 活動団体にあっては、その組織が解散又は消滅したとき。
- 3 市長は、指導者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、浜松市環境学習指導者登録取消通知書（第7号様式）により、当該指導者の登録を取消することができる。
- (1) 指導者が第3条に規定する要件に該当しないと認められるとき。
- (2) 指導者が第6条に規定する年間活動実績報告書（第4号様式）を、期日までに市長に提出しないとき。
- (3) 指導者として著しく不適格な行為があったとき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、市長が指導者として不適当であると認めるとき。
- 4 指導者は、前3項のいずれかに該当するときは、指導者証を市長に返還しなければならない。

（指導者の派遣等）

第9条 市長は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす環境学習会に、指導者を派遣することができる。

- (1) 主として市内に在住、勤務又は在学する者を対象とするものであること。
- (2) 参加者が概ね10人以上見込まれること。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがないこと。
- (4) 営利、特定の宗教や政治活動を主たる目的としないこと。
- 2 指導者の派遣を受けようとする環境学習会の主催者（以下「主催者」という。）は、環境学習会を開催しようとする日の30日前までに、浜松市環境学習指導者派遣申請書（第8号様式）により市長に申請するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合は、これを審査し、指導者の派遣が適当であると認めるときは、当該申請に係る環境学習会の目的及び内容に合致する知識及び経験を有する指導者を選考し、当該指導者と調整の上派遣の可否を決定する。
- 4 前項の規定により指導者の派遣の可否が決定したときは、当該主催者に対して浜松市環境学習指導者派遣承認（不承認）通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（派遣料）

第10条 環境学習会の派遣に係る指導者への謝礼（以下「派遣料」という。）は、環境学習会1回（概ね2時間以内の派遣とする。）を単位として、次に掲げる各号のいずれかの金額を支給する。

- (1) 指導員にあっては、2,500円に単位数を乗じて得た金額。
- (2) 活動団体にあっては、2,500円に単位数と当該活動団体の派遣人数を乗じて得た金額。

（主催者の負担）

第11条 主催者は、指導者の派遣に係る環境学習会について、必要に応じて次の各号に掲げるすべてものを負担、用意又は確保するものとする。

- (1) 参加者の教材等の費用及び保険料

(2) 環境学習会で使用する機器及び実習材料等

(3) 環境学習会を開催する会場

(派遣の中止)

第12条 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認めるときは、指導者の派遣を中止することができる。

(1) 当該環境学習会が第9条第1項の要件に該当しないと認められたとき。

(2) 前号に規定するもののほか、指導者を派遣できない理由が生じたとき。

(変更等の連絡)

第13条 第9条第4項の規定により指導者の派遣の通知を受けた主催者は、当該環境学習会の内容、開催日時、開催場所その他申請事項に変更が生じたとき又は環境学習会を中止しようとするときは、その事実が発生した時点で、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(派遣に係る報告)

第14条 主催者は、指導者の派遣に係る環境学習会を終えたときは、環境学習会報告書(第10号様式)を、速やかに市長に提出しなければならない。

2 指導者は、環境学習会への派遣を終えたときは、浜松市環境学習指導者派遣報告書(第11号様式)を、実施日から起算して2週間以内に市長に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成20年12月9日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の浜松市環境学習指導員派遣要綱第2条の規定により登録されている環境学習指導員は、改正後の浜松市環境学習指導員要綱第4条第2項の規定により登録された環境学習指導員(以下「新環境学習指導員」という。)とみなす。

3 前項の規定により、新環境学習指導員とみなされた者に係る第4条第5項の規定による公表については、当該者の同意を得て行うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 25 年 3 月 19 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の浜松市環境学習指導員派遣要綱第 4 条第 2 項の規定により登録されている環境学習指導員は、改正後の浜松市環境学習指導者要綱第 6 条に規定する浜松市環境学習指導者登録申請書（第 1 号様式）を、市長が定める期日までに市長に提出することで指導員に登録が承認されたものとみなす。この場合において、指導員は平成 24 年度の浜松市環境学習指導者年間活動実績報告書（第 4 号様式）の提出を免除される。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

浜松市環境学習指導者登録申請書（個人用）

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 氏名

浜松市環境学習指導員の登録をしたいので、次のとおり申請します。

記

ふりがな			生年月日	
氏 名				
住所	〒			
連絡先 (自宅 or 職場)	TEL		携帯番号	
	FAX			
	E-mail			
所属している 環境団体				
同 意 事 項 ※必ずチェックして ください	☐ 浜松市環境教育推進ネットワークに入会する（入会している）			
	上記ネットワークにおいて、氏名（名称）、連絡先を会員間で共有することに ☐ 同意する ☐ 同意しない ※入会者の氏名（名称）、連絡先は会員間で共有することを原則とします。			
活動分野	みどり	(☐ 植物	☐ 鳥類	☐ 哺乳類)
		(☐ 昆虫類	☐ 野生動物一般	☐ 自然観察会)
		(☐ エコツーリズム	☐ 自然遊び・クラフト	☐ 探検・キャンプ)
	水	(☐ 農業	☐ 森林（林業）	☐ 地質)
		(☐ 魚類	☐ 水生生物	☐ 漁業)
	廃棄物	(☐ 生活排水	)	
		(☐ 3 R	☐ 消費生活	)
		(☐ 地球温暖化	☐ 気象	☐ 天体)
		(☐ 省エネルギー	☐ 新エネルギー	)
		(☐ 食の安全・食育	☐ 地産地消	☐ エコクッキング)
(☐ 地球環境		☐ 生活環境（光・大気・騒音）	)	
☐ その他（具体的に記入）				

環境学習に関する資格	☐ 1. 静岡県環境学習指導員 ☐ 2. 環境カウンセラー ☐ 3. ネイチャーゲーム指導員 ☐ 4. プロジェクトワイルド指導者 ☐ 5. 自然観察指導員 ☐ 6. 浜松市地球温暖化防止活動推進員				☐ 7. 静岡県地球温暖化防止活動推進員 ☐ 8. CONE 指導者 ☐ 9. 森林インストラクター ☐ 10. ビオトープ管理士 ☐ 11. 静岡県森林環境教育指導者			
	☐ その他（環境学習に関する経歴等を具体的に記入）				※浜松市環境学習指導者養成講座修了者は <u>修了番号</u> (修了証の番号)を記載する。			
活動目的・概要								
主な活動場所								
広報媒体（ホームページ・SNS等）								
活動可能日時	平日	☐ 昼間（9:00～17:00）		☐ 夜間（17:00～21:00）				
	日・土・祝日	☐ 昼間（9:00～17:00）		☐ 夜間（17:00～21:00）				
指導可能な対象者	☐ 幼児 ☐ 小学生 （ ☐ 低学年 ☐ 高学年）		☐ 中学生 ☐ 高校生以上					
環境学習会への派遣希望	☐ 希望する ☐ 希望しない		派遣希望地域（旧中・旧東・旧西・旧南・旧北・旧浜北・天竜）区					
派遣を希望するEスイッチプログラム								
直近の活動実績								
登録事項公表の同意確認	環境関連の所属団体等を公表することに				☐ 同意する ☐ 同意しない			
	環境学習に関する資格を公表することに				☐ 同意する ☐ 同意しない			
直近の活動実績を公表することに				☐ 同意する ☐ 同意しない				
※氏名、居住（所在）区、活動分野、活動可能日時は公表します。								

浜松市環境学習指導者登録申請書 (団体用)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 団体名称
代表者

浜松市環境学習活動団体の登録をしたいので、次のとおり申請します。

記

ふりがな				
名 称				
所在地	〒			
代表者				
構成人数	人 ※構成員の名簿を添付してください。	設立年	年	
担当者 連絡先	担当者名	部署名		
	TEL	携帯番号		
	E-mail			
	郵送物送付住所			
同 意 事 項 ※必ずチェックして ください	☐ 浜松市環境教育推進ネットワークに入会する (入会している) 上記ネットワークにおいて、名称、連絡先等を会員間で共有することに ☐ 同意する ☐ 同意しない ※入会者の名称、連絡先は会員間で共有することを原則とします。			
活動分野	みどり	(☐ 植物)	(☐ 鳥類)	(☐ 哺乳類)
		(☐ 昆虫類)	(☐ 野生動物一般)	(☐ 自然観察会)
		(☐ エコツアーリズム)	(☐ 自然遊び・クラフト)	(☐ 探検・キャンプ)
		(☐ 農業)	(☐ 森林 (林業))	(☐ 地質)
	水	(☐ 魚類)	(☐ 水生生物)	(☐ 漁業)
		(☐ 生活排水)		
	廃棄物	(☐ 3R)	(☐ 消費生活)	
	大気	(☐ 地球温暖化)	(☐ 気象)	(☐ 天体)
	エネルギー	(☐ 省エネルギー)	(☐ 新エネルギー)	
食	(☐ 食の安全・食育)	(☐ 地産地消)	(☐ エコクッキング)	
環境全般	(☐ 地球環境)	(☐ 生活環境 (光・大気・騒音))		
☐ その他 (具体的に記入)				

構成員の中で環境学習に関する資格を有する者	☐ 浜松市環境学習指導者である者		
	☐ 環境学習に関する資格を有する者		
	氏名		
	上記の者が所有する資格 ☐ 1. 静岡県環境学習指導員 ☐ 2. 環境カウンセラー ☐ 3. ネイチャーゲーム指導員 ☐ 4. プロジェクトワイルド指導者 ☐ 5. 自然観察指導員 ☐ 6. 浜松市地球温暖化防止活動推進員 ☐ 7. 静岡県地球温暖化防止活動推進員 ☐ 8. CONE 指導者 ☐ 9. 森林インストラクター ☐ 10. ビオトープ管理士 ☐ 11. 静岡県森林環境教育指導者		
	☐ その他（環境学習に関する経歴等を具体的に記入）※浜松市環境学習指導者養成講座修了者は <u>修了番号</u> (修了証の番号)を記載する。		
活動目的・概要			
主な活動場所			
広報媒体（ホームページ・SNS 等）			
環境関連の連携団体			
活動可能日時	平日	☐ 昼間（9:00～17:00）	☐ 夜間（17:00～21:00）
	日・土・祝日	☐ 昼間（9:00～17:00）	☐ 夜間（17:00～21:00）
指導可能な対象者	☐ 幼児	☐ 小学生	☐ 中学生 ☐ 高校生以上
環境学習会への派遣希望	☐ 希望する ☐ 希望しない	派遣希望地域（旧中・旧東・旧西・旧南・旧北・旧浜北・天竜）区	
派遣を希望する E スイッチプログラム			
直近 3 年間の活動実績			
登録事項公表の同意確認	直近 3 年間の活動実績 を公表することに ☐ 同意する ☐ 同意しない ※団体の名称、所在区、活動分野、活動可能日時は公表します。		

第 2 号様式（第 4 条関係）

浜 環 政 第 号
年 月 日

浜松市環境学習指導者登録通知書

様

浜松市長

年 月 日付けで申請のあった浜松市環境学習指導者登録申請について、
次のとおり承認し、別途「浜松市環境学習指導者証」を送付します。

記

登録を受ける者（団体）	
登録番号	浜環 ー

第3号様式（第4条関係）

（表面） 横 8～9 c m × 縦 5.5 c m

浜松市環境学習指導者証			
登 録 番 号			
氏 名（名称）			
発	行	年	月 日
浜松市長		印	

（裏面）

1	この指導者証は、他人に貸与したり、譲渡したりすることはできません。
2	この指導者証を紛失したときは、速やかに届け出てください。
3	指導者の登録を辞退する場合又は登録の取り消しを受けた場合は、この指導者証を速やかに返還してください。

第4号様式（第6条関係）

浜松市環境学習指導者年間活動実績報告書

年 月 日

（あて先）浜松市長

指導者登録番号 浜環 ー

個人の場合 氏名

団体の場合 団体名

代表者氏名

年間の活動実績について、次のとおり報告します。

記

1. 移動環境教室派遣実績

期日・期間	活動名	回数	開催場所	主催団体
	移動環境教室講師			

2. その他の環境に関する活動実績

期日・期間	活動名	回数	開催場所	主催団体

※ 同様の活動は、まとめて記入し回数等を書いてください。

※ 環境学習指導者の情報として公表します。

※ 活動報告が無い場合も「無し」と記入し提出してください。

3. 確認事項（名簿の更新に使用します。）

E-mail アドレス	
連絡先電話番号	

※ 住所が変更になった場合、必ず環境政策課までご連絡ください。

第 5 号様式（第 7 条関係）

浜松市環境学習指導者登録事項変更届出書

年 月 日

（あて先）浜松市長

指導者登録番号 浜環 ー
個人の場合 氏名
団体の場合 団体名
代表者氏名

浜松市環境学習指導者の登録事項について変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

記

登録事項	変更前	変更後

第 6 号様式（第 8 条関係）

浜松市環境学習指導者登録辞退届出書

年 月 日

（あて先）浜松市長

指導者登録番号 浜環 ー
個人の場合 氏名
団体の場合 団体名
代表者氏名

浜松市環境学習指導者の登録を辞退したいので、次のとおり届け出ます。

記

辞退する指導者	
辞退理由	

第 7 号様式（第 8 条関係）

浜 環 政 第 号
年 月 日

浜松市環境学習指導者登録取消通知書

様

浜松市長

浜松市環境学習指導者の登録の取消しについて、次のとおり通知します。なお、登録の取消しを受けた者（団体）は、「浜松市環境学習指導者証」を速やかに返還してください。

記

取消しを受ける者（団体）	
登録番号	浜環 ー
登録取消日	年 月 日
取消理由	

第8号様式（第9条関係）

浜松市環境学習指導者派遣申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 〒

住所（所在地）

団体等名称

氏名（代表者）

浜松市環境学習指導者の派遣について、次のとおり申請します。

記

講座名					
環境学習会の目的					
日時	第1希望	年 月 日 ()		時 分 ~ 時 分	
	第2希望	年 月 日 ()		時 分 ~ 時 分	
受講予定人数		人	一般の場合 主に 歳代 園・学校等の場合 受講学年()・学級数()・実施回数(延べ時限数)()		
会場	名 称				
	所在地				
連絡先	担当者				
	電 話				
	E-mail				
備考（要望等）					

- ※ 申請後、申請者は派遣通知書を受け取りましたら必ず早めに講師へ連絡してください。
- ※ 申請者は、会場の確保、資機材の用意をしてください。
- ※ 会場費、教材費、参加者の保険等の経費は申請者が負担してください。

第9号様式（第9条関係）

年 月 日

浜松市環境学習指導者派遣承認通知書

様

浜松市長

年 月 日付けで申請があった浜松市環境学習指導者の派遣申請について、
次のとおり承認します。

記

内 容	
日 時	
会 場	
派遣する指導者 (連絡先)	
条 件 等	

- ※ 講座内容等について、派遣される指導者と事前に十分に調整してください。
- ※ 申請者は、会場の確保、資機材の用意をしてください。
- ※ 会場費、教材費、参加者の保険等の経費は負担してください。

第 9 号様式の 2（第 9 条関係）

年 月 日

浜松市環境学習指導者派遣不承認通知書

様

浜松市長

年 月 日付けで申請があった浜松市環境学習指導者の派遣申請について、
次のとおり不承認とします。

記

内 容	
日 時	
会 場	
不承認の理由	

環境学習会報告書

年 月 日

（あて先）浜松市長

申請者 団体等名称

氏名（代表者）

浜松市環境学習指導者の派遣を受けた環境学習会が終了したので、次のとおり報告します。

記

講座名											
日時	年 月 日 ()					時 分 ~ 時 分					
受講者数 (実績)	計 人										
	大人 人										
	子ども 人 (内訳)										
	幼児				人						
	小学生 (年)				人						
中学生 (年)				人							
高校生 (年)				人							
評価	(該当する番号に○をつけてください) できなかった ← → できた										
	・指導者との事前調整は十分できた					1	2	3	4		
	・指導者はわかりやすい言葉で説明していた					1	2	3	4		
	・参加者が講座内容を理解し、興味を持てた					1	2	3	4		
	・環境学習会の目的、ねらいは達成できた					1	2	3	4		
意見・感想等	(今後の活動の改善に役立てますので、上記の評価やその他のことについてお書きください)										

※ 環境学習会で撮影した写真等があれば添付してください。

第 1 1 号様式（第 1 4 条関係）

浜松市環境学習指導者派遣報告書

年 月 日

（あて先）浜松市長

指導者登録番号 浜環 ー

個人の場合 氏名

団体の場合 団体名

報告者氏名

浜松市環境学習指導者の環境学習会への派遣について、次のとおり報告します。

記

講 座 名										
実施した学校・園										
日 時	年 月 日 ()					時 分 ~ 時 分				
評 価	(該当する番号に○をつけてください)									
	できなかった ←					→ できた				
	・ 主催者との事前調整は十分できた					1	2	3	4	
	・ 参加者の興味・関心を引き出す説明ができた					1	2	3	4	
コマ数	(個人の方：1人あたりのコマ数、 団体の派遣を受けた方：総コマ数)									
	コマ									
意見・感想等										

※ 報告書は、環境学習会終了後、2週間以内に提出してください。

※ 環境学習会で使用した資料や活動状況の写真等があれば添付してください。